

緊急通報システム設置等に関する同意書

年 月 日

常総市長 神達 岳志 殿

住 所
氏 名
電話番号

常総市高齢者見守りサポート事業実施要綱第6条の規定による申請に当たり、次に掲げる事項について同意します。

- (1) 申請書に記載した情報について、高齢者見守りサポート事業の実施に必要な限度において、消防機関、委託事業者その他の関係者に提供すること。
- (2) 緊急通報を発した後、委託事業者等からの連絡に応答しないときは、敷地内及び住居内への立入りを認めること。
- (3) 緊急通報を発した後、委託事業者等が住居内へ立入る際、救助、援助等に必要な限度において当該住居の一部を破損したときにおいても、その責任を問わないこと。
- (4) 貸与された緊急通報装置を故意又は過失により破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を申し出るとともに、当該緊急通報装置の損害に係る実費を負担すること。
- (5) 申請書の内容に変更が生じたとき、高齢者見守りサポート事業の利用を辞退するとき等は、速やかに届け出ること。